

# 適用違憲

©甲斐翔真

憲法第 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

## 1 法令違憲と適用違憲

訴訟で憲法違反の主張をするときに原告としては、

- ①法令が人権を不当に制約していることを理由として、当該法令の違憲を主張する場合、
- ②行政庁等の処分が人権を不当に制約していることを理由として、当該処分の違憲を主張する場合がある。

今回は②の適用違憲を扱います！

## 2 適用違憲 3 類型

- (1) 当該法令規定の「適用」を根拠付けている法令部分の違憲性の主張（適用違憲）

芦部信喜『憲法[第 7 版]』399-400 頁によると「法令の合憲限定解釈が不可能である場合、すなわち合憲的に適用できる部分と違憲的に適用される可能性のある部分とが不可分の関係にある場合に、違憲的適用の場合を含むような広い解釈に基づいて法令を当該事件に適用するのは違憲である」とする判断手法である。

適用違憲は、当該事案に適用される限りで「法令」を違憲とする手法であるため、法令審査の一種である（猿払事件第 1 審判決：旭川地判昭 43.3.25）

合憲限定解釈（ある法令の複数の解釈が可能である場合、憲法に適合するように裁判所が解釈する）の可否が、適用違憲の主張の妥当性にとって重要になる。

- (2) 当該条例の適用「行為」の違法・違憲性の主張（処分違法・処分違憲）

芦部信喜『憲法[第 7 版]』400 頁によると、処分違法は、「法令の合憲限定解釈が可能であるにもかかわらず、法令の執行者が合憲的適用の場合に限定する解釈を行わず、違憲的に適用した、その適用行為は違憲である」とするものであり、処分違憲は「法令そのものは合憲でも、その執行者が人権を侵害するような形で解釈適用した場合に、その解釈適用行為が違憲である」とするものである。

# 適用違憲

©甲斐翔真

処分違法＝処分権者による法令の解釈適用が、被処分者の憲法上の権利侵害をする。  
(全通プラカード事件第1審判決：東京地判昭46.11.1)

処分違憲＝合憲の法令を処分権者が、人権を侵害するような形で解釈適用する。  
(第2次家永教科書事件第1審判決)